

長野県消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」 着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県くらし安全・消費生活課が管理する、長野県消費者被害防止啓発キャラクター「もシカっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(貸出)

第2条 着ぐるみの貸出は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市町村が、消費者被害防止の啓発を目的として使用する時。
- (2) その他、長野県くらし安全・消費生活課長が適当と認めたとき。

(使用申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望する市町村等（以下「使用者」という。）は、事前に「もシカっち着ぐるみ使用承認申請書」（様式第1号）を、長野県くらし安全・消費生活課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 使用希望が重複したときは、申請順による承認を原則とする。

(使用承認)

第4条 長野県くらし安全・消費生活課長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、すみやかにその内容を検討し、本規程の内容に照らし、適当と認められる場合に承認するものとする。なお、使用承認は、申請者に「もシカっち着ぐるみ使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

- 2 承認内容を変更するとき、承認を受けた市町村等は、事前に「もシカっち着ぐるみ使用承認内容変更申請書」（様式第3号）を長野県くらし安全・消費生活課長に提出し、変更承認を受けなければならない。なお、変更承認は、前項規定を準用する。

(承認の取消し)

第5条 長野県くらし安全・消費生活課長は、着ぐるみが本規程及び別紙「もシカっち着ぐるみ使用上の注意」に反して使用されたとき、又は使用されるおそれがあると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。承認の取り消しは、「もシカっち着ぐるみ使用承認取消通知書」（様式第4号）の通知をもって行う。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消日以降、着ぐるみを使用してはならない。
- 3 承認取り消しにより生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理し、長野県くらし安全・消費生活課はその責を負わない。

(貸出方法等)

第6条 使用承認を受けた者は、長野県くらし安全・消費生活課に来課して着ぐるみを借り受ける。

- 2 着ぐるみを借り受けた者（以下「借受者」という。）は、長野県くらし安全・消費生活課にて、職員の点検を受けて返却する。
- 3 着ぐるみの借受及び返却時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- 4 借受及び返却に要する費用は、借受者が負担する。
- 5 貸出は無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、承認を受けた範囲内で使用しなければならない。

- 2 借受者は、別記「もシカっち着ぐるみ使用上の注意」を遵守しなければならない。
- 3 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 4 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「もシカっち着ぐるみ汚損(紛失)届(様式第5号)」を提出しなければならない。
- 5 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、借受者の責任と負担により必要な措置を行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 使用者が着ぐるみの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合、長野県は、損害賠償、損害補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は長野県くらし安全・消費生活課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行する。